

# 6月活動報告

1,2部  
合同

お仕事依頼

キッズサポートぱれっとから、お祭りで使用するゲームの作成依頼を受けて、一部と二部の合同で作業に取り組んでいます！作っているのは、ドラえもん＆ミニオンのおやつパクパクゲームです☆納品まで残り僅か！ラストスパートで頑張っています。

ミニオンの好物“バナナ”  
綺麗なカーブを作って、  
本物みたいにできました☆



土台となるドラえもんの  
色塗り作業。枠線から  
はみ出さないように真剣  
です→

ドラえもんには  
“どら焼き”を。焼き色を  
表現するのが難しい！→



## ご協力をお願い

### ●提供実績記録表（緑ファイル）について

- ・通所日には、**提供実績記録表（緑色のファイル）**を忘れずに持ってきてください。
- ・こちらで日付等を記入しますので、次回ご利用日までに**押印**をお願いいたします。

### ●翌月ご利用予約表について

- ・毎月10日前後に翌月のご利用予約表をお配りしています。記載されている**提出期限までのご提出**にご協力をお願いいたします。また、お休みの際は差し支えなければ**キャンセル理由**もご記入いただくと幸いです。
- ・**LINEでの画像の提出**や、用紙がお手元ない場合は文章やメモで予定を送っていただいても大丈夫です。

ご協力をお願いいたします。

活動の様子は、  
連絡帳やブログ、  
インスタグラムにて  
お知らせします！  
ぜひご覧ください☆





令和3年7月号

## 「たまには真面目なお話 part 1」

先日まで行われていた通常国会において「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が成立しました。この法律は、今年9月から施行をされるのですが、これまで障害者総合支援法で各省庁および地方自治体の「努力義務」とされてきた医療的ケア児への支援が、「責務」に変わります。それと同時に国からの予算も付く事になったので、今まで地域格差があった支援体制の改善に希望が持てる形になっています。

と言うのも、予算が付かない「努力義務」にですと、スローガンとしての役割しかなく、自治体の考え方や予算的な体力に左右をされやすい現状があったので、大きな前進と言えると考えています。（日本の法律には法的な効力が薄いスローガンの法律も多くみられます）

自治体が負うべき責務として主な事としては、

- ・ 保育園や学校、学童等において医療的ケア児の受け入れをする為の支援体制の整備・拡充
  - ・ 医療的ケア児が各施設に親の付き添い無し（ここが重要！）で希望をする施設に通える様に看護師や保健師、喀痰吸引が出来る職員等の配置を行う。
  - ・ 各都道府県に医療的ケア児支援センターの設立
  - ・ 相談支援体制の整備
- 等が挙げられます。

ただ、ここで問題になってくるのが人材確保をどう進めて行くのか？

という部分になってきます。実際に医療的ケア児を経験した事がある看護師の確保や、未経験の看護師を採用して育成をして行く体制作りなどが全ての自治体で実行出来るのか。また、特別支援学校以外の学校現場で受け入れて行く為の環境整備もまだまだ課題は多いです。

個人的には、この法律が出来た事で医療的ケア児の活動の幅が広がる事と共に、2016年に成立をした障害者差別解消法で定められた「合理的配慮」の考え方が、改めて社会の中で認知されて行く事を望んでいます。

「合理的配慮」に関しては、自治体や行政機関においては「しなければならない」義務になっているのですが、なかなか浸透をしていない現状もあります。

「合理的配慮」に関しては次回にお話をしたいと思います。

嵯峨憲司

